

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年3月改訂

東京都調布市

CONTENTS

はじめに	1
基本構想の目的	
基本構想と関係計画との関係	
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 農家数	
2 農地面積	
3 市認定農業者の認定者数	
4 労働時間と農業所得目標	
5 農業経営の改善	
第2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標	3
1 所得目標：1,000万円---調布の農業をリードする経営体モデル	
2 所得目標：600万円---調布の農業を担う経営体モデル	
3 所得目標：300万円---農業の広がりを支える経営体モデル	
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保	5
1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に 関する目標	
2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組	
3 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目 標とすべき農業経営の指標	
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標，その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標及び面的集積に関する目標	
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
第6 その他	6

はじめに

基本構想の目的

本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第6条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、市が今後7年間（令和5年度～令和11年度）において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするものです。

基本構想と関係計画との関係

本構想は、東京都農業振興基本方針、東京農業振興プランに即し、市の最上位計画である調布市基本計画及び調布市農業振興計画において掲げた3つの基本方針、「いきいきとした農業経営」「農のある地域づくり」「農地の保全・活用」を踏まえて策定するものです。また、市の各計画に位置付けた取組項目と整合した目標を掲げて取り組んでいきます。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

市農業の第一の特徴は農地が減少する中で、農業を守ろうとする「意欲的な農家が多いこと」です。市内の農家は、経営耕地面積が小規模ながら農業収益の向上を目指し、地域環境に留意して新鮮で安全安心な農産物づくりに積極的に取り組んでいます。また、認定農業者も増加傾向であることが特徴となっています。

第二の特徴は「市民に身近な農業であること」です。市内の農地は市内のあらゆる場所に点在しており、市街地に近接しています。販売形態は市民が直接市内農産物を手に入れやすい直売が主流であり、市民が新鮮で安全安心な市内農産物を身近に入手しやすい環境となっています。また、観光農園等での気軽な農業体験や市民農園、農業体験ファーム等、市民が農に触れられる機会の創出への需要が高まっています。

第三の特徴は「農地が緑豊かな環境を創り出していること」です。市内には多摩地域でも少なくなってしまう田畑や植木畑、屋敷林、寺社林、用水路等の武蔵野の面影を感じさせる一体的な環境が残っており、農地が市内の緑豊かな環境を形成する重要な要素となっています。

今後、これらの特徴を踏まえ、市は、意欲ある農業者（認定農業者等）が効率的かつ安定的な農業経営を営むことができるよう必要な支援を行ってまいります。

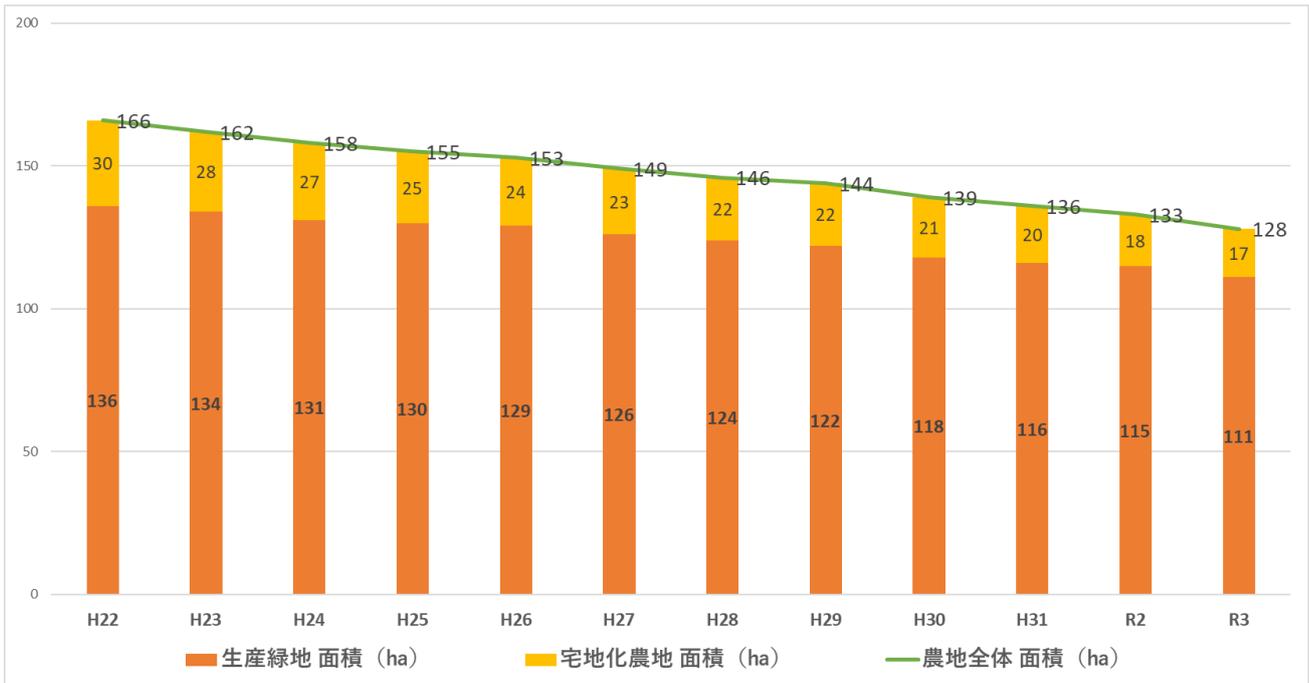
以下では、令和11年度の農家数等の主要な農業指標を設定します。

1 農家数

令和2年の農家数は189戸（農業センサス）であり、平成22年から令和2年までの減少数は年平均10.6戸となっています。今後、各種補助制度の活用や認定農業者の更なる制度周知などを講じることにより、年平均8戸程度の減少にとどめることを目標とし、令和11年度の農家数を概ね117戸と設定します。

2 農地面積

令和3年度の農地面積は約128ha（生産緑地約111ha，宅地化農地約17ha）であり，平成23年から令和3年までに約34ha，平均で年2.0%（生産緑地のみでは年1.7%）の農地が減少しています。今後も相続等により減少が見込まれますが，生産緑地の追加指定や特定生産緑地制度及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）の更なる制度周知などを講じることにより，減少率を年1.8%（生産緑地のみでは年1.5%）の減少率に抑え，令和11年度の農地面積を約111ha（生産緑地約99ha，宅地化農地約12ha）と設定します。



（出典：市固定資産税概要調書）

3 認定農業者の認定者数

令和4年度末時点の認定農業者は，46戸（67人）となっています。今後は1年当たり2戸の新規認定と共同申請の促進を目指し，令和11年度末時点の認定農業者数を60戸（90人）と設定します。

4 労働時間と農業所得目標

労働力は，主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本にして，パートタイマーを中心とする雇用労働や援農ボランティアなどの活用も考慮します。

労働時間は，農業者の健康や余暇時間を確保する観点から，農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに，経営に合わせた雇用や援農などの活用により，主たる従事者1人当たりの年間労働時間は，概ね1,800時間と設定します。

年間農業所得の目標は，他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に，調布の農業を担う経営体では，概ね年間600万円を基本とし，農業者の専業・兼業等の経営形態，経営耕地面積等の経営規模に応じた所得目標として，概ね年間1,000万円，300万円も設定します。

5 農業経営の改善

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、インショップや共同直売所、庭先での販売を主に地場流通を促進します。農業経営は、IT機器を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減、家族経営協定に基づく家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、市で展開している優良事例を踏まえ、市における主要な経営モデルとしては、5つのタイプが考えられます。

◎経営モデル

- I：安心・新鮮・旬を基調とした顔の見える農産物を供給する農業
- II：市民の生活を支える農産物を安定的に供給する農業
- III：環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV：市民の交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V：地域産業の一翼を担う農業

1 所得目標：1,000万円---調布の農業をリードする経営体モデル

分類	モデル	営農形態	経営耕地(a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	I II	施設野菜中心のインショップ販売を主とした経営	100 (うち施設30) 150	3 + 雇用 1	トマト・キュウリ ・イチゴ・軟弱野菜・ブロッコリー	パイプハウス・シダーマルチャー・トラクター・予冷庫・は種機 ・動力噴霧機・暖房機

2 所得目標：600万円---調布の農業を担う経営体モデル

分類	モデル	営農形態	経営耕地(a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	I II	多品目野菜中心のインショップ販売を主とした経営	80 (うち施設20) 120	3	果菜類・軟弱野菜・根菜類・芋類	パイプハウス・トラクター・シダーマルチャー・予冷庫
野菜	I II	軟弱野菜中心のインショップ販売を主とした経営	70 (うち施設30) 100	3	ホウレンソウ・コマツナ・果菜類	パイプハウス・トラクター・予冷庫・は種機・動力噴霧機

分類	モデル	営農形態	経営耕地(a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	I II	施設と露地を組み合わせた多品目野菜の複合経営	60 (うち施設30) 120	3	トマト・ナス・キウリ・エダマメ・イチゴ	パイプハウス・トラクター・予冷库・は種機・動力噴霧機・直売施設
野菜	I II	援農を取り入れた野菜の共同直売所販売，庭先販売を主とした経営	60 100	2 + 援農	果菜類・軟弱野菜・根菜類・芋類	パイプハウス・トラクター・トレンチャー・直売施設
果樹	I II	果樹の共同直売所販売，庭先販売を主とした経営	60 60	2 + 雇用 0.5	ブドウ・キウイフルーツ・カキ・ブルーベリー	雨除け施設・トラクター・スピードスプレーヤー・かん水施設・直売施設
果樹複合	I IV	観光果樹園と野菜を組み合わせた複合経営	80 120	2 + 雇用 0.5	ブドウ・ブルーベリー・野菜類	トラクター・スピードスプレーヤー・直売施設
花き	II	花壇苗，野菜苗，鉢花中心のインショップ販売，庭先販売を主とした経営	50 (うち施設30) 100	2 + 雇用 2	シクラメン・プリムラ類・花壇用苗物・野菜苗	パイプハウス・は種機・自動土入れ機・鉢用土混合機・土壌消毒機・暖房機・直売施設
植木	II III	緑化木の生産・流通と造園施工を行う一貫経営	150 (うち施設5) 150	2 + 雇用 1	ハナズキ・ヘチカメチ・コニファー類・ツツジ類	育苗ハウス・パワーショベル・クレーン付トラック・動力噴霧機・チェーンソー
野菜	III IV	農業体験農園と共同直売所販売を組み合わせた経営	70 (うち体験農園15) 100	2 + 雇用	果菜類・軟弱野菜・根菜類・芋類	トラクター・シーダー・マルチャー・予冷库

3 所得目標：300万円---農業の広がりを支える経営体モデル

分類	モデル	営農形態	経営耕地(a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	I V	多品目野菜の庭先販売や共同直売所を利用した経営	50 75	2	果菜類・軟弱野菜・根菜類・芋類	トラクター・動力噴霧機・直売施設
野菜	I V	多品目野菜中心のインショップ販売を主とした経営	40 (うち施設10) 60	2	果菜類・軟弱野菜・根菜類	パイプハウス・トラクター・予冷库・動力噴霧機
野菜	I V	施設と露地を組み合わせた多品目野菜の複合経営	30 (うち施設15) 60	2	トマト・ナス・キウリ・エダマメ	パイプハウス・トラクター・予冷库・は種機・動力噴霧機・直売施設

分類	モデル	営農形態	経営耕地(a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	I V	援農を取り入れた野菜の共同直売所販売，庭先販売を主とした経営	30 (うち施設5) 50	1 + 援農	果菜類・軟弱野菜・根菜類	パンプハウス・トラクター・動力噴霧機・直売施設

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

市の令和4年度の新規就農者は3人であり，過去10年間の平均人数も2.2人とほぼ横ばいの状況となっています。今後，担い手の高齢化や，農業従事者の減少を考慮すると，将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

また，国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や，東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ，市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とします。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

市における新規就農者への支援体制については，都の就農相談窓口である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら，就農相談機能の充実を図ります。また，技術指導及び経営指導については，東京都中央農業改良普及センター，マインズ農業協同組合等と連携して，重点的に指導を行い，将来的には認定農業者へと誘導していきます。

3 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ，農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第2の3に示す農業の広がりを支える経営体モデルの目標，すなわち300万円程度）を目標とします。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標，その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び面的集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者）に対する農地の利用の集積については，市認定農業者への農地の集積とします。令和4年度における認定農業者46戸の

経営面積は、30.7 h a であり、1戸あたりの平均経営面積は約 67 a となります。令和11年度の目標とする農地面積は令和3年度比の86.7%（111 h a / 128 h a）であることのもとに、令和11年度の認定農業者の平均経営面積は約 58 a（67 a × 86.7%）となり、60戸で34.8 h a と推計されます。そのため、令和11年度の効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地に占める面積シェアにおける目標は、31.4%（34.8 h a / 111 h a）と目標を設定するとともに、関係機関及び関係団体との連携を確保し、都市農地貸借円滑化法による貸借等の取組を促進することにより、経営体への農地の利用集積を推進します。

一方、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農用地の高度化を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法による農地貸借等の取組を促進します。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

第6 その他

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附則

この基本構想は、令和5年3月31日から施行します。

刊行物番号
2022-242

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

発行日 令和5年3月

発行 調布市

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL042-481-7182 Fax042-481-7391

編集 調布市生活文化スポーツ部農政課

印刷 庁内印刷